

六 苦情の調査

七 その他現地審査に必要な事項

(認証に関する表明)

第6条 甲は、認証に関する表明をする場合、乙が認証した範囲で表明しなければならない。

2 甲は、乙の評価を損なうような認証の使い方(表示)をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると乙が考えるような認証に関する表明を行ってはならない。

(宣伝・広告等の取扱い)

第7条 甲は、宣伝・広告物、文書、パンフレットなどの媒体で認証について言及する場合、乙の要求事項に従わなければならない。

2 甲は、認証の一時停止、取消し又は有効期限が終了した場合、認証に言及している全ての宣伝・広告等の使用を中止しなければならない。

(適合証明書の取扱い)

第8条 甲は、適合証明書の写しを他者に提供する場合、適合性検査証明書の全部を複製して提供しなければならない。

(PSCマーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲)

第9条 甲は、乙が交付した適合証明書の発行日から当該特別特定製品の本体へのPSCマーク等の表示の使用について許諾されるものとする。なお、PSCマーク等の表示の使用許諾の期間は、消費生活用製品安全法施行令第7条に基づく以下の期間とする。

一 ライターは適合証明書の発行日から3年間とする。

二 乳幼児用ベッドは、適合証明書の発行日から10年間とする。

2 甲は、PSCマーク等の表示の使用について責任を有する。

3 甲は、乙が認証した当該特別特定製品にPSCマーク等の表示を使用する場合、当該特別特定製品が省令技術上の基準に適合することを甲が実施する試験又はその他適切な方法によって確認しなければならない。

4 甲は、乙が認証した当該特別特定製品にPSCマーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記録しなければならない。

(苦情)

第10条 甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合又は重要であると甲が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない

2 甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたらなければならない。

(変更届け)

第11条 甲は、認証要求事項に適合する能力に影響を与える次の変更について、遅滞なく乙へ通知しなければならない。

- 一 法律上、商業上、組織上又は所有権の変更
- 二 組織及び代表者の変更
- 三 該当特別特定製品又は生産方法に対する変更
- 四 連絡先及び生産する事業所の変更
- 五 品質マネジメントシステムの重大な変更

2 甲は、法第7条及び第8条に該当した場合、所轄官庁へ遅滞なく届け出しなければならない。

(機密の開示)

第12条 乙は、法律に基づいて機密の開示を求められたときは、開示前に甲へ開示事項について甲へ通知するものとする。

(本合意書に定めていない事項)

第13条 本合意書に定めていない事項及び本合意書の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は法令及び慣習に則り誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

本合意書の締結の証として本合意書二通を作成し、甲、乙各自捺印の上、その一通を保有する。

年 月 日

甲：(住所)

(法人名)

(代表者名) _____ 印

乙：東京都墨田区東駒形四丁目22番4号

一般財団法人 日本文化用品安全試験所

理事長 _____ 印